

平成20年6月16日

川崎市議会議長  
鐘木茂哉様

総務委員長  
西 讓 治

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第73号 川崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例の制定について  
（原案可決）

議案第74号 川崎市住民投票条例の制定について  
（修正可決）  
\*修正案は別紙のとおり

議案第80号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について  
（原案可決）

議案第81号 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について  
（原案可決）

議案第82号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の制定について  
（原案可決）

議案第83号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決  
処分の承認について （承認）

議案第92号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について  
（原案可決）

議案第93号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の締結について  
（原案可決）

議案第94号 川崎市多摩スポーツセンターの指定管理者の指定について  
(原案可決)

議案第96号 平成20年度川崎市一般会計補正予算  
(原案可決)

議案第97号 平成19年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認について  
(承認)

「議案第74号 川崎市住民投票条例の制定について」に対する修正案

「議案第74号 川崎市住民投票条例の制定について」の一部を次のように修正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(必要な措置)

- 2 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例に関連する法制度の動向、この条例による住民投票の実施状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要な措置を講ずるものとする。

## 提 案 理 由

この条例の施行後適当な時期において、必要な措置を講ずるため修正するものである。

平成20年6月16日

川崎市議会議長  
鏑木茂哉様

総務委員長  
西 讓 治

総務委員会審査報告書(請願)

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第35号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現を図り、教育の機会均等と水準の維持向上並びに行き届いた教育の保障に関する請願 (採 択)

請願第37号 川崎市住民投票条例案に関する請願 (不 採 択)

請願第38号 主権者市民にとって使いやすい「住民投票条例」の制定を求める請願 (不 採 択)

請願第39号 「川崎市住民投票条例案」に関する請願 (不 採 択)